

国民生活センターの在り方等に関する検討会について

平成 19 年 4 月 27 日
内閣府国民生活局

1. 開催の趣旨

(1) 消費者基本法の制定

平成 16 年度に消費者保護基本法が消費者基本法に抜本改正され、第 25 条において、独立行政法人国民生活センターが「国民の消費生活に関する情報の収集及び提供」、「苦情の処理のあっせん及び相談」等における中核的な機関となることが明確に位置づけられた。

(2) 行政型 ADR 機関の機能の充実の必要性

近年の製品等に関する事故を受け、事故情報等の収集・活用について国民生活センターの重要性が指摘されるとともに、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の制定（平成 19 年 4 月 1 日施行）等に伴い、ADR 機関への関心や期待が高まる中、行政型 ADR 機関としての機能の一層の充実が必要と考えられる。

(3) 国民生活センター・中期目標期間の終了

国民生活センターは平成 15 年 10 月に独立行政法人化され、平成 20 年 3 月末に現行中期目標の期間が終了することとなっているところ、独立行政法人通則法第 35 条第 1 項では、中期目標の期間の終了時において独立行政法人の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。

(1) ～ (3) の状況を踏まえ、国民生活局長の私的懇談会として「国民生活センターの在り方等に関する検討会」を開催し、①社会環境の変化等を踏まえた国民生活センターの在り方及び②国民生活センターを中核とした裁判外紛争処理等の関連する制度（法制の整備を含む）を総合的に検討する。

2. 検討期間

平成 19 年 4 月～9 月（開催頻度は月 1～2 回程度とし、7 月をメドに中間報告、9 月をメドに最終報告を行う。）

3. その他

会議は公開で行うものとし、議事概要及び配付資料を公表する。